

## 序章 開発途上国の女性障害者の課題

著者	小林 昌之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	629
雑誌名	アジア諸国の女性障害者と複合差別 : 人権確立の 観点から
ページ	3-45
発行年	2017
章番号	序章
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00049408">http://doi.org/10.20561/00049408</a>

## 序 章

# 開発途上国の女性障害者の課題

小林 昌之

### はじめに

2006年12月の国連障害者権利条約の採択により障害者の人権に関する国際社会のコンセンサスがまとまり、障害分野においても権利に基づくアプローチによる開発枠組みが整った。同条約は、新しい権利を創造するものではなく、障害者が既存の人権を実際に享有できることをめざしており、「すべての障害者によるあらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、および確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」(第1条)としている。従来、国際人権規約を含めた主要な人権条約において、障害者は一般化された人権規範のなかに埋没して顧みられることはなかったが、障害者権利条約の制定によってようやく障害者の人権問題も可視化されてきた(Quinn and Degener 2002, 294-295)。

障害者権利条約は、一般原則において男女の平等を謳うとともに、独立した条文を設け、締約国が女性障害者<sup>(1)</sup>の複合差別<sup>(2)</sup>を認識し、すべての人権および基本的自由を確保するための措置、ならびに自律的な意思決定力を確保するための能力開発などの措置をとるべきことを定めた。障害者と非障害者との格差に加えて、男性障害者と女性障害者とのあいだにもさまざまな格差が生じ、それを特記する必要性があるほど問題が大きくなっているとの認識からである。しかしながら、女性でありかつ障害者である女性障害者は、

女性施策、障害者施策、いずれのなかでも埋没し、そうした不可視化された存在が複合差別の問題を助長してきたと考えられる。

ところで、女性障害者を取り上げた先行研究は少なくないものの、開発途上国、とくにアジアにおける女性障害者の実態を論じるものは少ない。Groce (1997) はジェンダーと障害の二重の差別を女性障害者が受けていることの認識は、先進国では一般的になっているなか、開発途上国の女性障害者は、貧困に加え、女性や障害者に対する伝統的な否定的態度によってその生活はさらに深刻になっていると指摘する (Groce 1997, 178)。そして、女性障害者にとって最も深刻な問題は、女性であれば享受するはずの社会的役割のほぼすべてが事実上改変され、社会的、経済的、法的地位のいずれもが脅かされることであると論ずる (Groce 1997, 183)。同様に de Silva de Alwis (2009) も女性障害者が直面する不利は、しばしば人種、貧困、少数者としての地位、社会的地位など複合的要因によって増幅されると指摘する (de Silva de Alwis 2009, 293)。そして、ジェンダーや子どもの視点から女性障害者が直面する暴力、虐待、搾取などのリスクに注目すべきであると主張する。

開発との関係では国連や世銀などの国際機関が女性障害者の問題に着目し、Boylan (1991)、UNESCAP (1995a) および Edmonds (2005) を発表している。いずれの報告書も、開発過程においてジェンダーの視点を加えるべきこと、とくに女性障害者は複合的な差別と不利益をこうむっていることに留意すべきことを指摘している。これらの先行研究からは、開発途上国の女性障害者にとって複合差別を紐解くことが喫緊の課題として存在することはわかるものの、各国においてどのようにその問題が表出し、その問題に対して国や当事者がどのように対応してきたのかは明らかになっていない。とくに2006年に障害者権利条約が採択され、批准が進んできたことで、各国でいかなる発展があり、未解決の問題が存在するのか、解明することが求められている。

日本では、開発援助の視点から、長谷川 (2009) や金澤 (2011) が国連での動向をふまえながら女性障害者について論じている。国連の施策との関係では、瀬山 (2006) がこれを詳細に分析する。しかしながら、いずれも国を

取り上げてその国の文脈のもとで女性障害者を論じることはしていない。一方、国を事例に女性障害者を取り上げたものとして金澤（2012）がある。金澤はバングラデシュの女性障害者の結婚について論じ、障害があるがゆえに女性障害者は女性の社会的セイフティ・ネットワークとして機能している「結婚」から排除され、生存にかかわる問題となっていると分析する（金澤 2012, 108）。このように各国に潜む女性障害者の課題を明らかにするためには、当該国の文脈のなかで掘り下げてとらえることが重要である。

開発途上国の障害者については、「障害と開発」に関する森（2008; 2010）や障害者法制に関する小林（2012; 2015）の一連の研究があり、国別研究を行っているものの、女性障害者については正面から取り上げていない。しかし、これら障害者に関する統計や生計、教育や雇用法制の研究からは、女性障害者は就学、就労、収入などの面で下位に位置し、非障害者の女性のみならず、男性障害者とのあいだでも格差が存在していることが示唆される。女性障害者の課題は、格差の問題にとどまらず、金澤が指摘するよう生存にもかわり、人権課題として複数の分野にまたがっている。このため女性障害者が深刻な問題に直面していることは認識されつつも、これまで国を掘り下げて研究したものは少なく、早急な解明が求められている。

そこで本書では、女性障害者に焦点を当て、開発途上国において女性障害者が直面している人権課題を提示し、それに対して国の立法や施策、障害当事者運動がどのように対応しているか分析し、問題を明らかにすることを目的とする。とくに、序章で詳述する障害者権利条約が謳っている、女性障害者に対する複合差別に対して、対象国がどのように認識し、対応し、課題を抱えているのか、当該国の文脈のなかで掘り下げて考察する。なお、各章の論述では上記に留意しながらも、当該国で焦点となっている論点を取り上げて考察を行っている。対象国は、障害者権利条約の制定に地域として主導的に取り組んだ国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に属するアジアの6カ国（韓国、カンボジア、タイ、フィリピン、バングラデシュ、インド）である。韓国は開発途上国ではないものの、同国はアジア地域で障害分野を先導

するひとつのモデルであり、比較対象として解明が必要となっている。

以下、序章では、まず第1節で女性障害者の一方の属性に関連して、女子差別撤廃条約における女性障害者の位置づけを確認する。そのうえで、障害者の人権に関する国際規範であり、本研究の分析視点となる障害者権利条約における女性障害者とジェンダーの視点について、条文の成立と規定内容の考察を行う。第2節では、女性障害者の複合差別として深刻となっている暴力とリプロダクティブ・ライツ<sup>(3)</sup>の制約について、国連および日本での認識と対応の経緯を整理しつつ議論する。第3節では、本書が対象とする6カ国が属する ESCAP の取り組みにおける女性障害者の位置づけを確認したうえで、各章の記述および議論に依拠して、アジア地域における女性障害者の人権課題とそれに対する政府と障害当事者の対応について論じる。第4節では、各章の位置づけと内容を紹介する形で本章の構成を示し、最後に若干の総括をする。

## 第1節 国連の人権条約における女性障害者の位置づけ

1966年の国際人権規約をはじめとして、国連では分野別に複数の人権条約・決議が採択され、また重要な国際会議が開催されてきた。しかし、障害者の人権は、障害者権利条約の成立前の一般化された人権規範のなかに埋没し、顧みられることはなかった(小林 2010, 4)。一方、女性に関しては、1979年の女子差別撤廃条約(CEDAW)<sup>(4)</sup>を核として、女性に対する差別撤廃、エンパワメント、ジェンダー平等などが一貫して国連の主要議題のひとつとなってきた。以下、まず女性障害者の一方の属性である「女性」に関する女子差別撤廃条約において、女性障害者はどのように位置づけられてきたのかを確認し、次に障害者権利条約がどのように女性障害者の人権保障を規定するか検討する。

## 1. 女子差別撤廃条約における女性障害者

元(2011)は、ジェンダーに着目すれば、女性障害者を含め、社会的に周縁化された集団に属するマイノリティ女性<sup>5)</sup>のほとんどは、ジェンダー差別と他の事由による差別とが複雑に絡み合う重層的な抑圧構造のなかで生きているとする(元 2011, 161)。しかし、差別撤廃を重視してきた国連の人権条約や機構でさえ、あらゆる差別は事由ごとに相互排他的に発生するかのごとく、個人の経験や事象を差別事由ごとに分解して取り扱い、その結果、複合差別の被害を受けている人々は不可視化された。同様に、その人々を代表するはずの社会運動体からも複合的な差別の部分はその集団の主要課題ではないと周縁化され、たとえばマイノリティ女性は「女性」のカテゴリーにおいて不可視化されてきたとする(元 2011, 161-162, 169)。

そうしたなか、国連では1990年代に入ってからジェンダー主流化が採り入れられるようになり、女性障害者を含め、マイノリティ女性や複合差別に関する言及も増えていった(澤 2004, 158)。女子差別撤廃条約の条文自体には女性障害者に言及する規定はないものの、女子差別撤廃条約の委員会は、締約国からの定期報告において女性障害者に関する情報が乏しかったことから、特別な生活状況において二重の差別を受けているであろう女性障害者に対する憂慮を示し、女性障害者の状況とそれに対してとられた措置について情報提供を求める勧告を出した(一般勧告第18号「女性障害者」1991年)。

同委員会はまた、アファーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)に関する勧告において、女性障害者の複合差別の可能性を示唆し、次のように規定した<sup>6)</sup>。「女性のある集団は、女性だということによって彼女らに対して向けられる差別による苦しみに加え、人種、民族、宗教、障害、年齢、階級、身分やその他の別の理由に基づく多重な形の差別によって苦しんでいるかもしれない。かかる差別は、これら女性の集団に本質的に、あるいは男性とは異なる程度または異なる形で影響を及ぼす可能性がある。締約国は、かかる

女性に対する多重な形の差別と彼女らへのその複合的な悪影響を撤廃するために、特定の暫定的特別措置をとる必要があるかもしれない」（一般勧告第25号「第4条1項 暫定的特別措置」2004年， para. 12）。

その後、締約国の主要義務に関する勧告が出され、そこでは締約国が女性に対する複合差別の存在を認め、差別の発生防止のために前述の暫定的特別措置などをとることが求められ（一般勧告第28号「女子差別撤廃条約第2条に基づく締約国の主要義務」2010年）、これ以降、複合差別の問題が大きく取り上げられていくようになった（林 2015, 8）。同勧告において「障害」は「複合」差別を構成する属性のグループのひとつには挙げられていないもの<sup>(7)</sup>、法的保護の提供と差別的法制の撤廃に関する締約国の義務を示した箇所では、女性障害者は差別を受けやすいグループのひとつとして明記されている。すなわち、「自由を奪われた女性、女性難民、女性亡命者、女性移民労働者、女性無国籍者、レスビアン、女性障害者、人身売買の犠牲となった女性、未亡人および女性高齢者など特定の女性グループは、とくに民法や刑法、規制や慣習および慣例により差別を受けやすい」（para. 31）と記され、女性障害者が非障害者の女性と比べて差別を受けやすいとの認識が示されている。しかしながら、同勧告の認識は社会的な脆弱者グループのひとつとしての女性障害者にとどまり、女性障害者の属性である「障害」は、女性差別に影響する要素として勧告が例示する人種、民族、宗教などの属性と同等に、女性が複合差別を受ける際の個人の属性であると認識したか否かは曖昧となっている。「障害」が女性の複合差別の原因となる属性であれば、締約国は積極的差別是正措置をとることが求められる一方、社会的な脆弱者グループという認識にとどまれば法的保護や差別的法制の撤廃などだけが求められる点で両者は異なり、今後の展開が注目される。

## 2. 障害者権利条約制定時の議論

障害者権利条約の制定時における女性障害者の権利に関する大きな論点の

ひとつは、特別な条文を設けるか、メインストーリーミング化するかであったとされる (Sandoval 2009, 1199)。すなわち、女性障害者に対する差別を扱う個別の条文を設けるか、障害者権利条約のすべての条文にわたってジェンダーの視点を組み入れるか議論された。個別の独立した条文が必要だとする理由のひとつは、女性障害者は、国内・国際レベルを問わず、障害問題や女性の権利を定める政策と法制のいずれにおいても言及されることがないため、女性障害者の問題を可視化する必要があるというものである。市民社会は女性障害者の問題に注目を集めるためには独立した条文が必要であり、かつ、それでは不十分であるのでジェンダーの視点によって補完されるべきであると訴え、国際障害コーカス<sup>(8)</sup>としては、ツイン・トラック・アプローチを主張した (Blanck, Adya and Reina 2007, 96)。

女性障害者の権利に関しては、最終的にツイン・トラック・アプローチが採用され、後述するようにもっぱら女性障害者に言及する個別条文 (第6条) を設けるとともに、複数の条文において女性障害者や性別に言及がなされた。しかし、障害者権利条約制定の初期の草案と比較すると、採択された条文は、人間の性的な欲望や意識という面でのセクシャリティの扱いは不明瞭で消極的となり (Schaaf 2011, 113)、ジェンダーの視点を組み入れることにコンセンサスが得られなかった条文もあった。とくに主張の差が大きかったのは、各国の文化や宗教と関係が深い「家庭および家族の尊重」を定める第23条であったとされる (Blanck, Adya and Reina 2007, 100)。また、わずかながらある統計で格差の存在が判明している「教育」(第24条)や「労働および雇用」(第27条)、女性障害者にとっても重要な「ハビリテーション (適応のための技能の習得) およびリハビリテーション」(第26条)、ならびに、これらの根拠として求められるべき「統計および資料の収集」(第31条)においても十分にはジェンダーの視点は採り入れられていないとの指摘がある (Blanck, Adya and Reina 2007, 100-102)。



### 3. 障害者権利条約における女性障害者の視点

障害者権利条約において女性障害者およびジェンダーに言及する規定は以下のとおりである。まず「前文」では、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況<sup>(9)</sup>に憂慮が示されている。そのうえで、とくに障害のある少女および女性が、「家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされている」との認識を示している。そして、「障害者の人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要がある」ことを強調し、締約国はこれらのことを認識したうえで条約に合意したと記している。第3条「一般原則」のなかでは男女の平等が謳われ、第6条が独立した条文として女性障害者について次のように定める。

#### 第6条「女性障害者」

- 1 締約国は、障害のある少女および女性が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある少女および女性がすべての人権および基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる<sup>(10)</sup>。
- 2 締約国は、女性に対してこの条約に定める人権および基本的自由を行使し、および享有することを保障することを目的として、女性の完全な能力開発、向上および自律的な力の育成を確保するためのすべての適当な措置をとる。

その他の分野の条文で女性障害者のメインストリーム化を求めているもの

は次のとおりである。第8条「意識の向上」では、性および年齢に基づくものを含む、あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見および有害な慣行とたたかうための、即時の、効果的かつ適切な措置をとることを締約国に求める。CEDAWも固定観念、偏見、有害な慣行の除去を求めるものの、障害者権利条約はジェンダーと障害に対する固定観念がそれぞれ強化し合って女性障害者に対して複合的に影響してくると定めている点で評価されている（Ortoleva 2010, 114）。

第16条「搾取、暴力および虐待からの自由」では、性別に基づくものを含め、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力および虐待から障害者を保護するためのすべての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとることを締約国に求める。また、虐待防止のために、締約国は、障害者、その家族および介護者に対する適当な形態の性別および年齢に配慮した援助・支援を確保すること、さらに保護事業においても年齢、性別および障害に配慮することを求める。被害者となった障害者の身体的、認知的および心理的な回復、リハビリテーションならびに社会復帰を促進するための措置は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳および自律を育成する環境において行われるものとし、性別および年齢に応じたニーズを考慮に入れるものとされた。

第25条「健康」では、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認め、障害者が、保健に関連するリハビリテーションを含め、性別に配慮した保健サービスを利用可能とするための措置を締約国に求める。第28条「相当な生活水準および社会的な保障」は、障害者に社会的な保障の権利を認め、締約国に実現のための措置を求めるなかで、障害者、とくに障害のある少女と女性ならびに高齢者の社会的な保障および貧困削減に関する計画へのアクセス保障について言及する。最後に、第34条「障害者の権利に関する委員会」においては、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態および主要な法体系が代表されることと並んで、男女が衡平に代表されること、および、障害のある専門家が

参加することを考慮に入れて選出することが定められた。

なお、議論のあった「家庭および家族の尊重」(第23条)は、ジェンダーの視点を明確にしていないものの、この規定はリプロダクティブ・ライツを義務化する初めての国際文書の条文であり、長いあいだ否定されてきた女性障害者の性および生殖の権利を認識するものと評価できる (Sandoval 2009, 1204)。第23条では、障害者が当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻し、家族を形成する権利を有すること、出産についての権利を有すること、生殖能力を保持することなどが定められている。したがって、後述するような、自発的でない強制不妊手術は、リプロダクティブ・ライツを制約するものとして、本条に抵触することになる。

#### 4. 障害者権利委員会での議論

国連の人権諸条約は当該条約の履行を確保するため、締約国からの報告および情報の審査・検討、個人通報制度に基づく通報の審査、ならびに一般的な性格を有する勧告を行うことを任務とする委員会を設けている。一般的意見や一般的勧告では、条文の解釈や特定条項に関する指針、ならびに、より広範な横断的課題に関する意見の発出を行っている。障害者権利条約第34条のもとで設置された障害者権利委員会は、2015年の第14会期で、第6条「女性障害者」に関する一般的意見の検討を行い、その草案が公表されている (CRPD 2015)。

草案によると、障害者権利委員会はこれまでの観察の結果、女性障害者の人権保護について3つの主要な課題があるとした。これらは、①女性障害者に対する暴力、②女性障害者の母性と育児の権利を含む性と生殖に関する権利 (sexual and reproductive rights) に対する制約、③女性障害者に対する交差的差別である (CRPD 2015, para. 5)。

障害者権利委員会は、女性障害者はジェンダーと性に基づく暴力および障害に基づく暴力の両方が悪影響を及ぼしあう地点に立ち、女性障害者がこう

むる暴力はジェンダー、障害、あるいはその両方に基づく指摘する。女性障害者は施設、家庭、コミュニティーにおいてレイプや性的虐待を含めた暴力を受け、被害のリスクは男性障害者より高い。また、救済へのアクセスが十分ではないために被害の期間が長期化するおそれがあるとしている（CRPD 2015, para. 6）。

また、女性障害者は性と生殖の権利を行使する権利がない存在であるとされ、意思表示の機会がないまま代理によって性と生殖にかかわる決定がなされるおそれがあることも指摘されている。一部の国の後見人法制においては「最善の利益」基準のもとで強制不妊手術や強制妊娠中絶が許可されている。そうした国では、女性障害者の方が男性障害者よりも代理決定の対象となりやすいこともあり、それゆえ他の者との平等を基礎として、女性障害者にも同等の法的能力があることを再確認していく作業が不可欠であると述べる。このほか、障害者権利委員会は性と生殖の権利に関し、強制妊娠中絶と強制不妊手術、リプロダクティブ・ヘルス関連のサービスや家族計画の情報などへのアクセスの欠如、HIV/AIDS 関連のサービスへのアクセスの欠如、性的暴力ならびに無償かつインフォームド・コンセント<sup>(1)</sup>に基づく医療その他の治療の提供の否定について懸念があると提示している（CRPD 2015, para. 7）。

さらに、女性障害者が直面する交差的差別は多重な差別の形態であるとし、次のように説明する。多様なアイデンティティの層に基づき複数の形の差別が交差して、二重の差別や三重の差別であると描写するだけでは正しく理解できない独特な形の差別を生み出すものである。女性障害者は、男性障害者と比べて、強制不妊手術などによりリプロダクティブ・ライツを侵害され、後見人制度のもとにおいて法的能力を剥奪されやすく、これらは障害とジェンダーの交差を理由として生じている。法律や条約は通常ひとつの局面のみに焦点を当てており、条約のなかでは障害者権利条約が初めて複合的差別を明示している（CRPD 2015, para. 8, 9）。

## 5. 小結

障害者の問題は、長いあいだ、その重要性に比して開発と人権いずれの分野においても周辺化されてきた。女性障害者の問題はさらにそのなかに埋没し、障害と女性いずれの取り組みにおいても不可視化されてきた。これは分野ごとに国際条約や国内法が整備され、多くの運動体もまたそのように形成されてきたことに一因がある<sup>12)</sup>。その結果、女性に対するあらゆる形態の差別を禁止する女子差別撤廃条約においてさえ、女性障害者の課題に直接言及する条文は設けられなかった。1990年以降、マイノリティ女性の議論が活発化するなかで、女子差別撤廃委員会などによる勧告や宣言が女性障害者について言及するようになるものの、2000年代半ばまで十分な取り組みは行われてきていない。しかし、2006年の障害者権利条約の採択により女性障害者の複合差別の課題が国際法上認識されたことから、各国際機関による権限内での位置づけや取り組みが活発化してきている。こうしたなか第6条「女性障害者」を検討した障害者権利委員会が、2015年に複合差別に言及し、主要課題として女性障害者に対する暴力とリプロダクティブ・ライツの侵害を明示的に挙げたのは、やはりこれらの人権侵害の深刻さを示しているといえよう。

### 第2節 女性障害者の複合差別

男性障害者や非障害者の女性との格差を埋めるための諸権利の実現が重要なのは無論であるが、これだけでは女性障害者の人権および基本的自由の完全かつ平等な享有は実現しない。障害者権利委員会が指摘するように女性障害者に対する複合差別が存在するからこそ、さまざまな差別の被害を受けやすくなり、ひとつひとつの差別が女性障害者以外の人と比べてより深刻にな

りやすい。複合差別は単に複数の差別が蓄積的に重なった状態ではなく、複数の文脈のなかでねじれたり、葛藤したり、ひとつの差別が他の差別を強化したり、補償したりする複雑な関係にあるといわれる（上野 1996, 204）。したがって条約が規定するとおり、女性障害者に対する複合差別が存在することをまず認識、可視化し、そこから派生する諸問題を的確に把握し、対処することが重要となってくる。障害者権利委員会は観察の結果、さまざまな差別のなかでも主要な問題は、女性障害者に対する暴力とリプロダクティブ・ライツの侵害であると指摘している。これらは喫緊の解決を要する深刻な人権侵害であるものの、現在に至るまで長期にわたり存在し続けてきた古い問題でもある。このふたつの問題に対して国連はこれまでどのように認識し、対処してきたのであろうか。また、先進国である我が国はどのような発展を遂げてきたのであろうか。

## 1. 女性障害者に対する暴力

### (1) 国連

女性障害者に対する暴力については、1993年の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」<sup>13)</sup>が、少数者グループに属する女性、先住民の女性、難民の女性、移民女性などとともに、障害を有する女性をとくに暴力を受けやすい女性の集団のひとつとして例示し、憂慮を表明している。同宣言は女性に対する暴力とは、「性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的もしくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるもの」と定義づけた。

2012年に国連人権理事会の命を受けて国連人権高等弁務官事務所が「障害のある女性と女兒に対する暴力」についての主題別研究を発表した（OHCHR 2012）。研究報告では、上記宣言の定義を採用しつつ、さらに障害当事者団体の主張をふまえ、女性障害者に対する暴力には「自由意思およびインフ

フォームド・コンセントの欠如が重要な分析要素をなす、物理的な力、法的強制、経済的圧力、脅迫、心理的操作、欺罔、および誤報によって実施される暴力」も包含するとしている（OHCHR 2012, para. 4）。

女性障害者は、家庭や施設で、家族や介護人あるいは見知らぬ人によって、コミュニティや学校や公共の場においてさまざまな形で暴力を経験する（OHCHR 2012, para. 21）。しかし、宣言は、女性障害者が経験する暴力はほとんど不可視化されたままであり、現行の立法、行政、政策はジェンダーと障害を意味のある方法で結び付け、十分に特定のリスクや脆弱性要因の問題に対応することができていないと結論付けている（OHCHR 2012, para. 50）。また、ジェンダーに基づく暴力に取り組むプログラムは、しばしば女性障害者を考慮せず、障害者の権利を促進するプログラムはしばしばジェンダーの側面を組み込んでいないとする（OHCHR 2012, para. 51）。したがって、女性障害者に対する暴力に取り組むためには、ツイン・トラック・アプローチが必要であると勧告する。女性に対する暴力防止や司法へのアクセスに取り組む一般のプロジェクトが女性障害者を包摂し、そのアクセシビリティを保障すると同時に、女性障害者をもっぱらターゲットとする特定のプログラムや戦略を実施するべきであるとする（OHCHR 2012, para. 52）。

## (2) 日本

日本においては、女性障害当事者自身が実施した「障害のある女性の生きにくさに関する調査」の回答のなかで、一番多かった分類は「性的被害」であったことが報告されている（DPI 女性障害者ネットワーク2012a, 11）。回答者の35%が性的被害を経験し、それは介助、福祉施設、医療の場、職場、学校、家庭内などあらゆるところで起こっていることが記されている。報告書は、これらの被害は、障害のために、走って逃げるができない、判断力がないとみなされる、自分の立場の弱さを知っているなど、女性障害者の弱みにつけ込む加害者が多いからだと分析する。男性が女性を介助する異性介助の問題は深刻であり、介助の場で性的被害が発生しやすいのは、人員不足など

介助側の都合が優先されているからだ」と批判する（DPI 女性障害者ネットワーク 2012a, 19）。また、女性障害者の約1割は、夫や恋人などからの、いわゆるドメスティック・バイオレンスの被害を受けていることが報告されている。同報告書では、暴力をふるう側は、女性障害者が家事や夫の世話などの性別役割分業を果たさないことを暴力の正当化理由としていると分析する（DPI 女性障害者ネットワーク 2012a, 14）。

障害者権利条約の批准のために行われた2011年の障害者基本法の改正<sup>14)</sup>では、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」（障がい者制度改革推進会議 2010b）で提起されていた、女性障害者の「複合的差別」は明記されなかった。唯一、施策の基本方針において「障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態」（第10条）を考慮すべきことが定められ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための支援（第14条）ならびに防災および防犯（第26条）の項目において「性別」が言及されるにとどまった。また、2013年に制定された障害者差別解消法<sup>15)</sup>においても、障害を理由とする差別の禁止に関連して、「障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする必要性が規定されるにとどまった（第7条、第8条）。したがって、障害者法制においては、女性障害者に対する暴力に直接的に言及するものはない。

しかし、関連法制としては、配偶者間の暴力で被害を受ける女性の保護を目的に制定された、いわゆる DV 防止法<sup>16)</sup>の2004年改正が、女性障害者に対する暴力を念頭においている。同改正によって、被害者の保護・捜査・裁判などの職務関係者が人権を尊重するとともに、安全の確保および秘密の保持に十分配慮しなければならないとする条文に、当該被害者の「障害の有無等を問わず」配慮しなければならないことが新たに加えられた（第23条）。



## 2. リプロダクティブ・ライツ

### (1) 国連

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の権利）は、人権の一部として、女性の自己決定論の高まりと人口政策問題の深刻化を背景に確立し（辻村 2013, 120）、1994年の国際人口開発会議が採択した「行動計画」（UN 1994）で次のように定義づけられた。すなわち、リプロダクティブ・ライツとは「すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利」であり、「差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる」とされた（UN 1994, para. 7.3）。これらは女性の人権として、1995年の第4回世界女性会議（北京）においても引き継がれ「行動綱領」のなかで詳細に規定された。なお、障害者に関して、「行動計画」は、倫理・人権をふまえて障害者のニーズを考慮し、リプロダクティブ・ライツや家族形成に関して直面する可能性のある差別を取り除くことを要請する（UN 1994, para. 6.30）。

女子差別撤廃委員会は、1999年の一般勧告24「第12条女性と健康」において、リプロダクティブ・ヘルスを含む保健サービスを享受する機会は、女子差別撤廃条約に基づく基本的権利であることを確認した。そして身体または精神障害の女性を含む、脆弱で不利な立場におかれたグループに属する女性の健康にかかわるニーズおよび権利に対しては、特別な注意を払うべきであるとし、独立した段落で次のように定める。

すなわち、障害のある女性は、あらゆる年齢層において、多くの場合、保健サービスを享受する物理的困難を抱えている。精神障害のある女性とはとりわけ脆弱であるが、男女差別、暴力、貧困、武力紛争、混乱およびその他の形態の社会的喪失の結果女性が不均衡な影響を受けやすくなっている。精神

的健康に対するさまざまなリスクについての理解は、一般に限られたものである。締約国は、保健サービスが障害のある女性のニーズに敏感なものとなり、彼女らの人権と尊厳を尊重することを確保するための適当な措置を講ずるべきである（一般勧告24 para. 25）。

## (2) 日本

日本では1940年に「悪質なる遺伝性疾患の素質を有する者の増加を防止する」ことを目的に優生手術を処する国民優生法<sup>17)</sup>が制定され、第二次世界大戦後の1947年に優生保護法<sup>18)</sup>に引き継がれた。同法は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的のひとつとし、前法にはなかった、遺伝性ではない精神病および精神薄弱ならびに癩（らい）疾患<sup>19)</sup>が優生手術の適用対象に追加された（岩本 2007, 147）。医師の認定による優生手術は、本人の同意ならびに配偶者がある場合はその者の同意を得ることとなっているものの、未成年者、精神病患者または精神薄弱者についてはこのかぎりでないとして、必ずしも本人の同意を必要としていなかった（第3条）。また、医師は、疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、優生手術の適否に関する審査の申請を行うことができると定める（第4条）。適当であると認められた場合、本人の同意なしに優生手術が行われ得る。さらに、遺伝性以外の精神病患者または精神薄弱者については、精神衛生法<sup>20)</sup>が定める保護義務者（後見人、配偶者、親権者、扶養義務者または市町村長）の同意があった場合には、本人の同意を必要とせずとも、優生手術の適否に関する審査を申請することができる定めとなっていた（第12条）。なお、精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患または遺伝性奇形を理由とした医師の認定による人工妊娠中絶も、本人および配偶者の同意のもとに行うことができると定められているものの、精神病患者または精神薄弱者については、上記理由で必ずしも本人の同意を必要としていなかった（第14条）。

1996年4月の「らい予防法」<sup>21)</sup>廃止にともない、優生保護法にあった優生

手術の適用対象から癩（らい）疾患（「ハンセン病」条項）が削除された。さらに、1996年6月に改正が行われ<sup>22</sup>、目的から「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」が外され、医師の認定による優生手術および人工妊娠中絶におけるいわゆる優生条項が削除され、名称が「母体保護法」に変更され現在に至っている。母体保護法は「母性の生命健康を保護する」ことを目的としながらも、世界女性会議で提唱されたりプロダクティブ・ライツは盛り込まれず、2000年の改正の附帯決議で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から適切な措置を講ずるべき」ことが付されるにとどまっている（辻村 2013, 127）。

優生保護法のもと、1949年から1996年のあいだに、本人ではなく、医師の申請に基づいて行われた優生手術の件数は1万6477件で、その7割は女性障害者であったとされる（DPI女性障害者ネットワーク 2012b, 11-12）。正規手続き以外の統計は存在しないため、実態は不明であるものの、本人の同意を得ていない不妊手術の件数はこれよりも多いとされる（岩本 2007, 149）。とくに、施設に収容されたハンセン病患者が結婚する条件として「本人の同意」による不妊手術が強制されたことなどの語り当事者からは発せられている（優生手術に対する謝罪を求める会 2003）。

この強制不妊手術に対する補償の問題が女性障害者運動のひとつの焦点となっている（DPI女性障害者ネットワーク 2012b, 6-8）。1998年に市民のおよび政治的権利に関する国際規約（B規約）人権委員会の日本の第4回報告に対する最終見解において「委員会は、障害をもつ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告」（HRC 1998, para. 31）した。これに関し、日本は2006年の第5回政府報告において「本人の同意を得ない優生手術」を認める一方、旧優生保護法に基づき適法に行われた手術については、過去にさかのぼって補償する考えはないことを表明している（HRC 1998, para. 298）。

### 3. 小結

国連において、女性障害者に対する暴力は、障害者権利条約の制定以前から認識されていた。1993年の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」にみられるように、女性に対する保護のなかで、一般女性と比べて、暴力を受けやすい女性グループのひとつとしてとくに保護の対象とするよう要請してきた。しかし、女性施策においては優先順位の低い周縁問題として不可視化し、国連の女性プログラムにおいても包摂されてこなかったことが知られている。日本でも、配偶者間の暴力で被害を受ける女性の保護を目的に制定されたDV防止法が、女性障害者に対する暴力に対応するために改正された。しかし、実際においては、相談窓口の連絡方法が電話だけであったり、避難シェルターがバリアフリーに対応していなかったり、アクセシビリティの問題が考慮されていないことが課題となっているところである。したがって、国連人権高等弁務官事務所の研究報告が提案するように、女性障害者に対する暴力への対処には、女性一般に対する政策措置へ女性障害者の包摂を進める一方、同時に、女性障害者をもっぱらターゲットとする政策措置を実施する、ツイン・トラック・アプローチが有用であると考えられる。

女性の自己決定論の高まりと人口政策問題の深刻化を背景に、リプロダクティブ・ライツは確立され、国連は、それを人権の一部として認識している。障害者権利条約でも明確にリプロダクティブ・ライツは女性障害者の権利として扱われているものの、その後の国連の女性施策のなかでは、むしろリプロダクティブ・ヘルスを含む保健サービスを享受する機会の確保に強調点があるようである。浅野（第6章）がいうように、障害者のリプロダクティブ・ライツの問題は、女性のおかれた社会的位置づけと障害者問題との接点にある法的問題でもあり、その国における女性障害者の法的位置づけをそこで看取することができる。日本でも、1996年に優生保護法が母体保健法に改正され、優生条項が削除されたのは障害当事者による取り組みに負うところ

が大きく、社会との対峙のなかで、複合差別を可視化するためには女性障害者自身による働きかけが不可欠であることが示唆される。

### 第3節 アジア地域の取り組みと課題

障害者権利条約では女性障害者の複合差別の存在が認識され、アジア太平洋障害者の10年では、女性障害者が直面しているさまざまな困難の現状が具体的な課題として認識された。アジア各国の障害者権利条約と女子差別撤廃条約の批准状況ならびに障害者立法の整備状況は表0-1のとおりである。上記の背景のもと、本節では各章の論述に拠りながら、アジア地域の対象国（韓国、カンボジア、タイ、フィリピン、バングラデシュ、インド）において、女性障害者の人権課題がどのように認識され、それに対して政府と障害当事者がどのように対応したのか考察する。以下、まず ESCAP の取り組みにおける女性障害者の位置づけを確認したうえで、各章の記述および議論に依拠して、女性障害者に対する複合差別の認識と対応、暴力とリプロダクティブ・ライツの課題と対応、女性障害当事者の動向について検討する。

#### 1. ESCAP 地域の取り組み

ESCAP では、1993年からの「第1次アジア太平洋障害者の10年」の途中から女性障害者の複合差別は政策課題のひとつとして認識されはじめた。女性障害者は各属性のなかで抑圧され、障害者施策は平等に女性障害者に利益をもたらすとは限らないことも意識された。しかし、女性障害者が独立した項目として掲げられたのは、2003年の「第2次アジア太平洋障害者の10年」からである。この行動計画である「びわこミレニアム・フレームワーク」（以下、BMF）<sup>23)</sup>の7つの優先領域のひとつとして「女性障害者」が組み込まれた<sup>24)</sup>。BMF に替わるものとして2012年に障害インクルーシブな一連の開発

表0-1 アジア地域の条約締結状況と障害者立法

(2016年2月8日現在)

国名	CRPD <sup>1)</sup>	CEDAW <sup>1)</sup>	障害者立法
日本	◎	◎	1970年 障害者基本法（2011年改正） 2013年 障害者差別解消法
韓国	◎	◎	1989年 障害者福祉法（1999年改正） 2007年 障害者差別禁止・権利救済法
北朝鮮	○	◎	2003年 障害者保護法
モンゴル	◎	◎	2016年 障害者基本法
中国	◎	◎	1990年 障害者保障法（2008年改正）
香港	- <sup>2)</sup>	- <sup>2)</sup>	1995年 障害者差別条例（Cap 487）
マカオ	- <sup>2)</sup>	- <sup>2)</sup>	1999年 障害者予防と障害者のリハビリ・社会包摂制度・政令
台湾	- <sup>3)</sup>	- <sup>3)</sup>	2007年 身心障害者權益保障法（2011年改正） 2014年 障害者権利条約施行法 <sup>3)</sup>
ベトナム	◎	◎	2010年 障害者法
カンボジア	◎	◎	2009年 障害者の権利保護・促進法
ラオス	◎	◎	(2007年草案：障害者の権利に関する政令)
タイ	◎	◎	2007年 障害者の生活の質の向上と発展に関する法律（2013年改正）
フィリピン	◎	◎	1992年 障害者のマグナカルタ <sup>4)</sup> （2007、2010年、2013年改正）
マレーシア	◎	◎	2008年 障害者法
シンガポール	◎	◎	
インドネシア	◎	◎	1997年 障害者法
ブルネイ	○	◎	
東ティモール		◎	
ミャンマー	◎	◎	1958年 障害者リハビリテーション・雇用法
バングラデシュ	◎	◎	2013年 障害者の権利・保護法
インド	◎	◎	1995年 障害者（機会均等・権利保護及び完全参加）法
ネパール	◎	◎	1982年 障害者保護福祉法
ブータン	○	◎	
スリランカ	◎	◎	1996年 障害者権利保護法（2003年改正）
パキスタン	◎	◎	1981年 障害者（雇用・リハビリテーション）令
モルディブ	◎	◎	

(出所) 筆者作成。

(注) 1) CRPDは「障害者権利条約」、CEDAWは「女子差別撤廃条約」。◎は批准等、○は署名を示す。

2) 中国の批准は、香港、マカオへも適用される。

3) 台湾は国連加盟国でないためCRPD、CEDAWともに加盟できないが、両者を施行する国内法を制定している。

4) 正式名称は、共和国法第7277号「障害者のリハビリテーション・自己開発・自立ならびに社会の主流への統合およびその他の目的を定める法律」。

目標を提示した「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』インチョン戦略」<sup>25)</sup>が第3次アジア太平洋障害者の10年の行動計画として策定された。インチョン戦略は、障害者のなかにも過小代表として周縁化されている障害者グループが存在するとして、障害のある少女・少年、障害のある女性を含め、多様な障害者グループを例示し、すべてのグループがエンパワメントされる必要があると謳う (para. 7)。設定された10の目標のひとつが「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの保障」(目標6)を掲げている<sup>26)</sup>。目標6の現状認識は次のとおりである。

障害のある少女および女性は、重複した形で差別および虐待に直面している。扶養者への依存によってさらに深まる孤立のせいで、女性たちは多様な形態の搾取、暴力および虐待にきわめてさらされやすく、さらに HIV 感染、妊娠、妊産婦死亡ならびに乳児死亡など附随するリスクもある。障害のある少女および女性は、主流のジェンダー平等プログラムからはほぼ見過ごされている。性や生殖に関する保健、一般的な保健ケア、および関連するサービスに関する知識の情報はアクセス可能な形式および言語で提供されることはまれである。「10年」の約束は、障害のある少女および女性が、主流の開発において活動的な参加者となってはじめて完全に実現されたことになる (para. 16)<sup>27)</sup>。

第1次アジア太平洋障害者の10年の中間レビューの前後から、ESCAP 地域では女性障害者の問題に関心が高まってきた。このことは女性障害者の重要課題として、複合差別、虐待のリスク、リプロダクティブ・ライツ、運動団体への参加などの具体的な例示が徐々に増えていったことからわかる。2013年からのインチョン戦略もこれらを引き継ぎ、開発や政策決定への平等な参加とともに、暴力・虐待からの保護およびリプロダクティブ・ライツが、焦点を当てるべきターゲットとして引き続き設定された。

## 2. 女性障害者の不可視化と複合差別

前項のとおり、ESCAPは女性障害者が複合差別に直面し、暴力や虐待にさらされやすく、リプロダクティブ・ライツが制約されているとの現状認識を示している。女性障害者はその個人の属性からさまざまな差別を受けやすく、そうした複合差別を受けている人々は不可視化され、周縁化されてきたことは前述のとおりである。したがって、女性障害者に対する複合差別が存在することを認識し、可視化することがまず重要となる。前節で検討したとおり、国連や日本においても女性障害者に対する差別の認識やそれへの対応は段階的であった。本書が対象とする6カ国ではどうであろうか、以下検討する。

### (1) 不可視化の原因

韓国では、家父長制の伝統から男性が優先され、それによって格差が生じることに加え、女性障害者自身も女性であり障害者である者として、自らの価値を低くみられることを強いられ、その結果、被害が内面化し、問題が不可視化してしまう場合があるという(第1章)。カンボジアでは、女性に対する暴力を容認する文化的背景や暴力を受けたことを申告することに対するためらいから、夫や家族による暴力は、実際に表に出ている状況より深刻だと推察されている(Astbury and Walji 2013, 29)。バングラデシュでは障害者の法律や福祉制度が整備されつつあり、たとえば、障害者登録をすることで年金受給などの行政サービスが受けられるものの、姉妹の結婚の邪魔になるとの理由で女性障害者の存在が隠され、法や福祉の恩恵を受けられないばかりか、存在そのものが不可視化されてしまう状況にある(第5章)。

一方、女性障害者が包摂されないまま、関連分野に進展があることで、その好評価の裏で女性障害者が埋没して不可視化されている問題も存在する。たとえば、フィリピンは、政府と女性運動がそれぞれ積極的に取り組んだこ



とで、ジェンダー問題が急速に改善した国として評価されているものの、取り組みのなかに障害当事者が包摂されなかったことから、女性施策の中心は非障害者の女性に対するものとなり、女性障害者の課題は女性施策の主流から外されてきたという意味で、ながらく不可視化されてきた（第4章）。また、バングラデシュでは、初等・中等教育におけるジェンダー平等が達成されたと評価されているものの、実際には女性障害者は障害の程度のみならず通学や校内での性的暴力の心配などから教育にアクセスできず、こうした国際的な高評価は教育を受ける機会を奪われている多数の女性障害者を不可視化する原因となっていることが判明している（第5章）。

## (2) 複合差別への対応

国による立法や政策の策定は、女性障害者が直面する問題に対する国の認識の程度にも関係する。従来、目を向けられていなかった事象でも、人権侵害の度合いが大きく、社会問題として認識された場合には、関連法制の整備・改正がなされることが多い。韓国では、次項で詳述するように、2000年代に明らかになった知的障害や聴覚障害をもつ女性障害者や児童を対象とした性暴力事件が契機となり、法律改正や新たな施策がとられるようになった。同様に、インドの2013年の刑事法改正法は、強姦やセクシャル・ハラスメントに焦点がおかれた改正であり、次項でみるように、女性障害者の保護が強く意識されている。条文の改正は、ジェンダーに関係なく障害がある者について保護しようとするものであるものの、強姦罪やセクシャル・ハラスメントについて、障害者に関する特別な規定が設けられたことから、改正は、女性障害者にとくに焦点を当てたものであったとみることができる（第6章）。

障害者法制について、対象国はいずれも包括的な障害者立法を有するものの、韓国が唯一障害者権利条約のように女性障害者に関する個別条項を制定している。ただし、複合差別の存在を明示した法律はない。韓国の障害者差別禁止法は、第3章で「障害女性および障害児童等」について定め、生活領域での差別禁止のみならず、リプロダクティブ・ライツが否定されないこと、

雇用における男性労働者および非障害の女性労働者との平等、教育・施設における性暴力の予防など問題と認識されている主要分野に言及する（第1章）。女性障害者は女性施策の発展において取り残されているものの、フィリピンは、女子差別撤廃条約の影響を受けて、2009年に「女性のマグナカルタ」（MCW）を制定し、周縁化されて差別を受けている人たちのなかに障害者を位置づけた。MCWは国際社会の動向をふまえて、社会的保護、教育、スポーツなどに関連して、女性障害者の権利についてわずかだが言及する。それに対して、数度の修正を重ねている「障害者のマグナカルタ」（MCDP）はまったく女性障害者に言及しておらず、女性障害者は障害法制において十分な位置づけがなされていない（第4章）。インドの1995年障害者法には女性障害者に関する条文はなく、現在改正作業が進められている。2014年法案では女性障害者に対する非差別的取扱いが規定されているものの、それ以前の法案にあった虐待や暴力からの保護規定ならびにリプロダクティブ・ライツに関する規定は、女性だけに限定しない一般規定となり、女性の権利保障の側面は薄らいでいるとされる（第6章）。

女性障害者が何らかの支援を必要としているとの認識はあるものの、立法ではなく、障害者計画によって対処しようとする国もある。カンボジアは障害者権利法（2009年）に基づいて「戦略的国家障害計画」（2014-2018）を策定し、10項目の戦略目標のひとつとして「女性障害者（児）のジェンダー平等の確保とエンパワメント」を掲げた（DAC 2014, 36）。ここでは女性障害者の人権確保のための施策の実施やリプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセスを定めるものの、きわみに女性障害者が人権や権利を享有することの明言が避けられている（第2章）。なお、女子差別撤廃委員会からはカンボジアの少数民族や女性障害者は、教育、雇用、保健医療へのアクセスについて複合差別を受け、暴力の被害者となっていることに懸念が表明されている<sup>28</sup>。タイは、女性障害者が男性障害者に比べ社会的にも制度的にも十分な支援が得られておらず、その背景に差別や偏見が存在することを認識したうえで「女性障害者開発戦略（行動）の4カ年計画（2013-2016）」を策定して

いる。しかし、それが女性障害者の実生活のなかに反映されるまでには相当な時間がかかると想定されている（第3章）。

### 3. 女性障害者に対する暴力とリプロダクティブ・ライツの侵害

#### (1) 女性障害者に対する暴力

すべての対象国において女性障害者に対する暴力、とくに性的暴力は共通の課題として存在することが各章の論述から見て取れる。過去の話ではなく、現在もなお女性障害者の人権を侵害する深刻な問題となっている。たとえば、韓国では、2000年代に知的障害や聴覚障害をもつ女性障害者を対象とした性暴力事件が大きな社会問題となり、それを契機に法律改正や新たな施策がとられるようになった。とくに性犯罪に関する性暴力特例法の改正では、女性障害者に関する規定が大きく変わり、偽計または威力を用いた障害者に対する性暴力犯罪が非親告罪に転換され、また女性障害者に対する暴行、強迫による強姦と準強姦罪の公訴時効が廃止された（第1章）。

インドでも障害がある女性はしばしば入所施設内等で暴力にさらされるとされ、後述する女性障害者の妊娠中絶に関する事件も、入所施設内における職員による強姦事件が発端となっている。2013年の刑事法改正法の焦点のひとつは強姦罪に関する規定の改正であり、刑法では「精神的又は身体的障害がある女性に対して強姦した者」については通常より重い刑罰を科すものと改められた。また刑事訴訟法では、強姦やセクシャル・ハラスメントを受けた被害告発に対する聴取の配慮対象者に精神的・身体的障害がある者が加わった。強姦やセクシャル・ハラスメントについて、障害者に関する特別な規定が設けられたことは、女性障害者にとくに焦点が当てられたものであったとみることができる（第6章）。

フィリピンの障害者差別禁止法は先進的であるといわれてきたものの、女性障害者に対する暴力については「障害者のマグナカルタ」ではなく、「女性のマグナカルタ」(MCW)の女性障害者に対する社会的保護を定める規定

において、差別、搾取、暴力、虐待からの保護が定められているのみである。MCW では、周縁化された女性としてとくに女性障害者への言及があり、MCW に基づいて最小行政単位であるバラングイに設置される対女性暴力デスクに、女性障害者に対する暴力の解決が任務のひとつとして明記された(第4章)。

## (2) リプロダクティブ・ライツの侵害

韓国では障害者差別禁止法が女性障害者に対する差別禁止の規定のなかで妊娠・出産について言及するとともに、「母・父性権の差別禁止」と「性による差別禁止」を規定する。これらは、母性権といわれる妊娠、出産、養育の権利に焦点を当てているものである。韓国国内では、同法が母性や性的自己決定に集中しすぎて、かえって女性障害者にとって同様に重要な、ジェンダーの視点からの性別役割分業の解放の側面を欠いているとの批判もでている。しかし、こうして母性権としてリプロダクティブ・ライツが明示的に認められている韓国に対しても、障害者権利委員会からはほかの多くの国と同様に強制不妊手術と強制妊娠中絶に対する懸念が表明されている<sup>29)</sup>。

カンボジアでは前述の「戦略的国家障害計画」においてジェンダー平等とエンパワメントの具体的戦略として、女性障害者が非障害者の女性と区別なく、リプロダクティブ・ヘルス・サービスを楽しむよう政府が確保する旨を定める。しかし、サービスへのアクセスは権利であると提示する一方で、リプロダクティブ・ライツそのものへの言及は避けられている。実際、法制面では2011年の民法制定まで、ハンセン病患者や精神障害者との婚姻を禁止する婚姻家族法が存在していた。こうした障害者に対する差別的な規定があったのは、当事者の婚姻の意思よりも、内戦によって崩壊した家族制度の再建や人口減少の回復ならびに感染症対策などの立法目的が優先されたためであるとみられる(第2章)。

知的障害者の権利を訴える団体でさえ、知的障害をもっている女性の恋愛・結婚・出産に関しては否定的である場合がある。タイには知的障害者協

会など支援活動を行っている団体が多いものの、恋愛や結婚に対しては厳しい態度を示してきた。その背景には、「社会のお荷物」という意識に加え、知的障害女性に対する性暴力の問題が存在することが指摘されている。知的障害女性本人の認識する恋愛感情と男性側との感覚の相違によるトラブル、および、男性側からの性暴力または搾取による被害を防ぐ予防線の意味合いが強いと考えられている（第3章）。

フィリピンでも、リプロダクティブ・ライツや医療・保健サービスの提供機関から否定的な対応や差別的対応を受けた経験のある人が多いことが明らかになっている。差別を受けることに加え、医療・保健機関を受診する際の物理的アクセスやコミュニケーションを含めた情報アクセスの問題が、リプロダクティブ・ライツを妨げる大きな原因となっている。なお、聞き取り調査からは、女性障害者は、子どもを産んでも子育てをさせてもらえなかったり、強制不妊手術を受けさせられたりするという事例もみられる（第4章）。

インドのみならず、女性障害者のリプロダクティブ・ライツに関連して重要な先例としてひとつの方向性を示したといえるのが、インドのスタタ判決である。本事例は、施設に入所していた知的障害のある女性が強姦され、妊娠した事件において、本人の同意なく中絶することについて可否が争われた訴訟である。高等裁判所は、被害を受けた女性障害者は出産や育児について十全な理解をしていないことを理由に州政府が求める妊娠中絶を認めたものの、最高裁判所は、本人の意思の尊重と本人の最善の利益を考慮してこれを破棄した。最高裁は判決のなかで、本件により精神遅滞の人々を損なう社会的ステレオタイプや偏見に向きあう機会ができたことと述べ、強制的断種や妊娠中絶の理由づけとなっている優生思想は完全に非民主的であり法の前の平等に反すると強調している。このようにインドの判例においては、女性障害者の法的能力を認め、当事者の意思を尊重する方向性が模索されていることがうかがわれる（第6章）。

#### 4. 女性障害当事者の連帯と取り組み

障害者権利条約の制定を含め、障害者法制の整備の原動力となってきたのが障害当事者運動である。しかし、女性でありかつ障害者である女性障害者は、女性施策、障害者施策、いずれのなかでも埋没してきたのと同様に、これらの改善を求めてきた女性運動、障害者運動のなかでも周縁化されてきた。日本の経験からも示唆されるように、複合差別を可視化するためには女性障害者自身による働きかけが不可欠である。2012年のインチョン戦略もそのことを認識しており、ターゲットのひとつとして、政策決定への女性障害者の参加が挙げられた。各国において女性障害当事者による動きはあるのだろうか。

第5章は、バングラデシュの女性障害者グループが、参加者のケイパビリティ拡大に果たした役割を検討し、「豊かさ」(well-being)の拡大に女性障害者グループが不可欠であると指摘する。バングラデシュでは障害者権利条約の理念に沿って障害者法制や福祉制度が整いつつあるものの、現実には女性障害者はそれらから取り残されており、女性障害者グループの活動が理念と現実とのギャップを埋めることに貢献している。とくに当該国における社会・文化的な背景を考慮すると、日常生活上の悩み、衛生やリプロダクティブ・ヘルス、結婚など、女性障害者特有の困難を解決するためには、男女共同で組織された一般的な障害者グループではなく、女性障害当事者によって組織されたグループが存在することが重要となっている(第5章)。韓国においても、女性障害者に関する個別条項を障害者差別禁止法に盛り込むことに成功した背景には、1990年代後半から活発になってきた女性障害者の当事者による運動があげられており、女性障害者が可視化し、人権が保障されるためには、女性障害者自身による運動が必要不可欠であることが示唆される。

タイでは2007年に障害者エンパワメント法が成立し、その制定に障害当事者が当初から深くかかわっていたことが知られている。しかし、それは障害

者運動そのものの成果というよりは、当時の障害者リーダーの男性障害者が大学卒業以上で、社会的地位の高いサークルに属していたことが背景にあったと観察されている。現在、タイでは、男性障害者が中心となった既存の運動を基盤に、複合的ニーズを有する女性障害者が組織化されつつあり、今後、個人では取り組みが難しい性暴力被害の実態把握や予防救済への展開が期待されている（第3章）。フィリピンの障害者運動では、女性障害者がリーダーとなって牽引していたものの、女性障害者という枠組みで、女性障害者自身が自分の問題に取り組む活動は始まったばかりであり、今後の展開が期待される（第4章）。

## 5. 小結

女性障害者に対する複合差別が存在することを認識し、可視化することがまず重要となるが、不可視化を促している原因が複数あることが判明した。普遍的な要因として存在するのは、女性障害者自身が、女性であり、障害者である者として、自らの価値を低くみるなどして被害が内面化して、問題が不可視化してしまう場合である。法律では問題を認識し、救済や処罰を予定しているにもかかわらず、家族や施設など所属する生活環境によるみえない圧力により事実上不可視化されることもある。他方、開発途上国に居住することに関連した不可視化の要因も看取された。たとえば、女性障害者の一方属性に関する女性施策が急速に進展した場合、そこに女性障害者があらかじめ包摂されていなければ、女性障害者はその高評価の陰に埋没し、不可視化される問題が存在することが明らかになった。また、女性障害者の属性ではなく、教育分野においても、ジェンダー平等や就学率についての国際的な高評価は、やはりその陰で、実際には教育を受ける機会を奪われている多数の女性障害者を不可視化する要因になってしまうことがあることも判明した。メインストリームへの女性障害者の包摂と女性障害者への個別の対応の両方が、複合差別に的確に対処するために不可欠であることが示唆される。

目を向けられず不可視化されていた女性障害者に対する差別や暴力も、事件が起きて、社会問題として認識された場合には、権利侵害に対応するための法整備がなされることがある。韓国やインドにおける刑法等の改正は、まさに女性障害者の保護に焦点が当てられたものであった。暴力からの保護に関しては、女性障害者の一方属性である女性に対する法律や施策が、女性障害者を包摂し、その射程を広げる形で行われるという傾向がある。

一方で、上記の状況は、逆にいえば社会問題化されるまで、女性障害者の複合差別の問題は不可視化されたままであるおそれがあることを意味する。障害者運動の結果、障害者法制が整備されるようになったものの、女性障害者は十分に自己の権利やニーズが実現したとは感じず、暴力や格差が存在したままであることが意識されるようになってきた。ゆっくりではあるが、障害者運動のリーダーであった女性障害者を中心に、女性障害者が直面する困難について自ら解決を図ろうとする動きが各国で表れており、今後の展開が期待される。

#### 第4節 本書の構成

本書は、女性障害者が直面している上述の人権課題に対して、国の立法や施策、障害当事者運動がどのように対応しているのか分析し、問題を明らかにすることを目的とする。各章の論述では、女性障害者に対する複合差別の認識と対応に留意しながら、当該国で焦点となっている論点を取り上げて考察を行っている。以下、各章の位置づけと要約を紹介する。

第1章「韓国の女性障害者——実態と法制度——」（崔榮繁）は、韓国における女性障害者の生活実態とそれに対する法制度の対応を考察する。韓国は開発途上国ではないものの、同国の障害者法制はアジアのなかでも先進的であり、モデルのひとつとしてその解明は重要となっている。韓国では1990年代から女性施策が本格化したものの、儒教による家父長制文化の影響が残



っているため、まずはジェンダーおよび複合差別解消の観点から女性障害者が直面する困難や一般の女性政策を概観し、課題を整理する。つづいて韓国に対して出された障害者権利委員会の総括所見を手がかりに、障害者差別禁止法およびその運用実態を検討する。そして女性障害者がおかれている複合的な差別的状況を変えるためには、一般の女性問題として女性障害者の問題をメインストリーム化することが欠かせないと論ずる。

第2章「カンボジアの女性障害者——立法と政策——」（四本健二）は、カンボジアにおける女性障害者をめぐる現行の法制度と政策について考察し、女性障害者固有の権利を保障するための法的・政策的課題を探る。本章は、まず国連やNGOが実施した3つの先行調査を引用しながら、家庭、地域社会、市民社会における女性障害者の状況を俯瞰する。そのうえで障害者および女性をめぐる法的・政策的枠組みを概観し、とくに国の開発方針を定めた「戦略的国家開発計画」およびそれに準拠する「戦略的国家障害計画」における女性障害者の権利保障を検討する。政策的には、女性政策においても、障害者政策においても女性障害者への言及は限定的であり、女性障害者のニーズにもとづいた実効的な施策は展開されていない。また女性障害者を対象とする特段の法的保護は行われていない。したがって女性障害者は非障害者の女性や男性障害者と比べても厳しい状況にあり、法的にも、政策的にもいっそうの配慮が必要であると結論する。

第3章「タイの女性障害者——当事者運動とエンパワメント——」（吉村千恵）は、タイの障害者運動における女性障害者の位置づけに焦点を当て、当事者への聞き取り調査をもとに女性障害者に対する施策の形成を論じる。タイでは2007年に障害者エンパワメント法が成立し、その制定に当事者が深く関わったものの、それは障害者運動そのものの成果というよりは、当時の障害者リーダーが大学卒業以上で社会的地位の高いサークルに属する男性障害者であったことが背景にあると観察する。立ち遅れている女性障害者の社会状況が認識され、2013年に「第一期女性障害者開発戦略（行動）4カ年計画」が策定されたものの、実効性に課題がある。しかし、男性障害者が中

心となった既存の運動を基盤に、複合的ニーズを有する女性障害者が組織化されつつあり、今後、個人では取り組みが難しい性暴力被害の実態把握や予防救済への展開が期待されると指摘する。

第4章「フィリピンにおける『ジェンダーと障害』」（森壮也）は、早くから女性施策に取り組み、ジェンダー・ギャップが少ない国と評価されるフィリピンにおける女性障害者の問題を検討する。本章は、まず基本法である女性のマグナカルタ（MCW）および障害者のマグナカルタ（MCDP）など法律や政策における女性障害者の位置づけを検討する。女性障害者は女性施策の発展において取り残されているものの、MCWは国際社会の動向をふまえて女性障害者の権利についてわずかだが言及する。その一方で、修正を重ねているMCDPはまったく女性障害者に言及しておらず、法制面では十分な位置づけがされていないと指摘する。また、女性障害者の現実の困難を把握するために実施された女性障害者リーダーへのインタビューでは、性的暴力の問題やリプロダクティブ・ヘルスの問題が女性障害者にとって切実な問題であり、非障害者の女性では解決されつつある問題が、女性障害者にとっては依然大きな問題として存在することを明らかにしている。

第5章「バングラデシュの女性障害者——ケイパビリティ分析と女性障害当事者グループの役割——」（金澤真実）は、障害者に対する法や福祉制度が女性障害者の現実の困難を克服するために十分に機能していない状況を可視化するために、ケイパビリティ・アプローチによる分析を提案する。本章では、女性障害者グループの参加者が得た「豊かさ」（well-being）をケイパビリティによってとらえ、ギャップの改善、すなわちケイパビリティ拡大にグループが果たした役割を検討した。分析にあたっては、①自分で所得を得ること／自分で所得の支出先をきめること、②恥ずかしさや恐れなく—外出すること／人と出会うこと、③自分の気持ちや考えを適切に表現すること、の3つのファンクショニングを詳細に考察した。そして、女性障害者特有の困難を解決するためには、男女合同で組織された一般的な障害者グループではなく、女性障害当事者によって組織されたグループが存在することが不可

欠であると指摘する。

第6章「インドにおける女性障害者の現状——法制度からの検討——」(浅野宜之)は、1995年障害者法など障害者法制の整備が進んでいるインドにおいて、女性障害者が直面する問題とそれに対応する法運用の現状を分析し、女性障害者の権利保障がなされ得る可能性について考察する。本章では、障害者のリプロダクティブ・ライツの問題は、女性のおかれた社会的位置づけと障害者問題との接点にある法的問題であるとの視点から、女性障害者に関する法的権利の問題として、リプロダクティブ・ライツを取り上げる。検討した女性障害者の妊娠にかかわる事例では、当初、高裁では行政側の申立てに沿った命令が出されたのに対し、最高裁では、他のステークホルダーの利益でなく、本人の意思を尊重する方向で命令が出された。そうした意味で、この判決は、障害者権利条約に適合的な新たな法律を先取りした内容であり、今後の障害者法制改革についてひとつの視座を提示していると評価する。

## おわりに

国連社会開発委員会特別報告者のベクト・リンドクビストが「何世紀にもわたって、私たちはあたかも障害者が存在しないというような姿勢で社会を設計し、作り上げてきたのです」(Lindqvist 2000, para. 1)と述べているとおり、従来、開発過程において障害者の問題は顧みられることはなかった。とくに、アジア太平洋地域においては、1980年代前半まで障害者は表面に現れることはなく、開発過程には貢献できない存在とみなされていた(UNESCAP 1995b, 1)。この地域において障害者は最も周辺化させられた集団であり、さらにそのうち女性障害者はジェンダー・プログラムから除かれ、その対象として想定されてこなかった<sup>90</sup>。

女性障害者は障害者権利条約が問題認識として示しているように、女性でありかつ障害者であることにより複合差別をこうむっている。この複合差別

をどのようにとらえていくのか。これまで女性障害者は、女性をターゲットにしたジェンダー平等や女性の権利向上の取り組み、ならびに障害者をターゲットとした取り組みのなかにおいては、一般化されて埋没し、その恩恵を受けることができなかった。女性であることによる差別、障害者であることによる差別に加え、女性障害者であることによる差別など対処すべきマトリックスは多い。とくに文化や慣習に起因する障害者と女性に対する各国の固定観念、偏見、有害な慣行は、女性障害者に対して深刻な影響を与え（Groce 1997, 178,183）、女性障害者のみが受ける特有の差別として表れるおそれがある（長谷川 2009, 17）。その意味で、障害者権利条約が女性障害者について個別の条文を設けるとともに、その他の条文のなかでもジェンダーの視点を組み込んでいくツイン・トラック・アプローチを採用したことは、女性障害者の問題を可視化するうえで有用であり、女性障害者の他の属性に関連する条約、たとえば女子差別撤廃条約などにおいても採用されることによって複合差別の解消が促進されるであろう。

各国に求められているのは、障害者権利条約の規定にしたがい女性障害者に対する複合差別を認識し、そこから派生する諸問題、とりわけ障害者権利委員会も重視している女性障害者に対する暴力とリプロダクティブ・ライツの問題へ対応することである。本書の対象国においては、障害者差別とジェンダーの問題に早くから取り組んでいるフィリピンでさえ、関連法制における女性障害者への言及は少なく、複合差別に対する認識を明示している国はなかった。しかしながら、法的権利ではないものの、複数の国が関連国家計画のなかで女性障害者を位置づけていることは、エンパワメントにつながる事実として評価できるのである。

重要課題である暴力とリプロダクティブ・ライツに対して、障害者権利委員会は韓国を含め多くの国に対して懸念を表明してきた。とくに優生思想が存在していた国においては当事者の意思よりも、人口政策や感染症対策などの立法目的が優先され、女性障害者のリプロダクティブ・ライツが否定されてきた。このリプロダクティブ・ライツは法的能力と密接に関係するもので

あり、インドの最高裁判所が女性障害者の法的能力を認め、当事者の意思を尊重する判決を出したことは画期的である。また、女性障害者に対する暴力、とくに知的障害の女性に対する性暴力はどの国においても問題となっており、喫緊の課題となっている。これに対して韓国やインドなどにおいては、これらを犯罪として立件しやすくしたり、厳罰化することで加害者に対応するとともに、被害者救済措置から事実上排除されてきた女性障害者を支援の対象として明示するなどの動きがあり、今後の発展が期待される。

最後に、本書では、複合差別の意味を広くとらえて論じたが、障害者権利条約の規定を国内法化して実施していくためには、法律上の概念整理が必要となっている。また、本書では限られた国しか取り上げることができず、女性障害者が直面する課題の全体像を明らかにするためには、対象国を広げて一般化していく作業が残されており、これらは今後の課題としたい。

〔注〕

- (1) 「障害」の概念や用語法は重要な論点でもあるが、本書は基本的に障害者権利条約が立脚する障害の社会モデルの視点に立ち、「障害」を個人の属性ではなく、社会の側に存在する問題であるととらえる。したがって、「障害者」の表記は社会によって不利益をこうむっている人という意味を含意する（杉野 2007, 5-6）。

また、「女性障害者」「障害女性」の表記についても議論があるものの、本研究は障害者の視点に立脚した権利実現の研究から出発しているため「女性障害者」の表記を使用する。ただし、障害者の定義や女性障害者の議論は各国によって異なるので、各章においては対象国における文脈で論じている。

さらに、「障害者」が直面する不利益や差別の焦点は、障害種別によって当然異なるが、本書では資料の制約と一般化・抽象化される法律の性格から、各章の事例として個別の障害種別を取り上げたほかは一般化して論じている。

- (2) 本章では翻訳、引用、議論で必要な場合を除いて、「交差的差別」「複合的困難」などを含め「女性」であり「障害者」であることにより女性障害者が被る差別を「複合差別」と表記する。
- (3) 本章では翻訳、引用、議論で必要な場合を除いて、広義の性と生殖の権利を含む表記として「リプロダクティブ・ライツ」を用いる。
- (4) 1979年12月18日に国連総会で採択、1981年9月3日に発効。

- (5) 先住民や移民、人種や民族など少数派集団としての属性を有する女性。
- (6) 市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）に基づいて設置された、自由権規約委員会は、2000年の男女の権利平等に関する「一般的意見28」のなかで、「女性に対する差別は、人種、皮膚の色、言語、宗教、出身、財産、出生などを理由とする差別と混ざり合っていること（para. 30）、また女性の権利に影響を及ぼすマイノリティ共同社会内における文化的または宗教的慣行について言及している（para. 32）。

また、人種差別撤廃条約に基づいて設置された人種差別撤廃委員会も2000年の「人種差別のジェンダーに関連する側面」に関する「一般的勧告25」において、人種差別というマイノリティに対する差別は、女性と男性とでは受ける態様も影響も異なり、さらに女性であることを理由に性暴力や強制避妊など特定の人種差別の攻撃を受けやすいにもかかわらず、そうした被害はジェンダーバイアスのかかった法制度などによって救済を求めにくいことを指摘し、締約国に対応を求めている。

- (7) 複合は、締約国が負うべき一般的義務の範囲を理解するための基本概念であるとして、次のように規定される「性別やジェンダーに基づく女性差別は、人種、民族、宗教や信仰、健康状態、身分、年齢、階層、カースト制及び性的指向や性同一性など女性に影響を与える他の要素と密接に関係している。性別やジェンダーに基づく差別は、このようなグループに属する女性に男性とは異なる程度もしくは方法で影響を及ぼす可能性がある。締約国は、かかる複合差別及び該当する女性に対する複合的なマイナス影響を法的に認識ならびに禁止しなければならない。締約国はまた、そのような差別の発生を防止するため、必要に応じて条約第4条1項ならびに一般勧告第25号に基づく暫定特別措置を含め、政策や計画を採用ならびに推進しなければならない」（para. 18）。
- (8) 障害者権利条約の策定交渉に参加するために、2002年に結成された、70を超えた国際的、地域的、国内的な障害者団体と関連NGOの連合体。
- (9) 外務省公定訳に拠る。引用以外も、基本的に外務省公定訳を参照した。
- (10) 外務省公定訳は、women and girls with disabilitiesをひとまとめに「障害のある女子」と訳しているが、ここでは敢えて訳し分けている。
- (11) 十分な説明に基づく同意。
- (12) 上野（1996）は安積（1993）を参照しながら、障害者をひとつの被差別カテゴリーの例として、女性への差別との相互間の関係を検討している。そして、「障害者差別と性差別とは異なった原理で組み立てられており、一方の解放が自動的に他方の解放につながるわけではなく、「障害者の解放もまた、男性障害者のことばで定義されており、女性障害者については語ってこなかった」（上野 1996, 214）とする。つまり、女性運動においては障害をもつ女

性が、障害者運動においては女性障害者が、それぞれのなかで不可視化し、複合差別を受けていることを示唆している。

- (13) 総会決議 A/RES/48/104 (1993年12月20日)。
- (14) 「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成23年法律第90号)。なお、参議院の附帯決議として、政府は、障害者権利条約の趣旨に沿うよう、「障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図る」適切な措置を講ずべきことが決議された(平成25年6月18日参議院内閣委員会)。このこともあり同法に基づき策定された政府施策の基本方針においては、法の対象者として「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること」に留意することが特記されている。
- (15) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)。
- (16) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)。
- (17) 昭和15年法律第107号。
- (18) 昭和23年法律第156号。
- (19) 当時の原語のまま記す。現在、精神薄弱は知的障害、らい病はハンセン病と称する。
- (20) 昭和25年法律第123号。
- (21) 昭和28年法律第214号。「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年3月31日法律第28号)により廃止。なお、国の隔離政策に起因した被害や名誉の回復等に関して2008年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(平成20法律第82号)が制定された。
- (22) 平成8年6月26日法律第105号。施行は平成8年9月26日。
- (23) 「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」General, E/ESCAP/APDDP/4/Rev.1, 2003年1月24日。
- (24) 「女性障害者」については、以下の重要課題が存在することが列挙されている。

・女性障害者は、女性であり障害者であることで幾重にも不利であり、貧困層に属する者も多く、社会で最も疎外されている。また、男性障害者と比べて、家庭内でも差別され、保健、教育、雇用および収入を得る機会を否定され、社会的・地域的活動からも排除されている (para. 19)。

・女性障害者は、身体的・性的虐待を受けるリスクが高く、リプロダクティブ・ライツを否定され、結婚や家庭生活に入る機会が少ないという差別にも直面している。農村部では、情報やサービスの欠如により、さらに不利な立場にある (para. 20)。

・女性障害者は、障害者の自助団体においても差別されている。女性障害者の参加者も幹部も少なく、女性障害者の問題は当該団体のアドボカシー行動計画に反映されていない (para. 21)。

・非障害者の女性の生活に効果をもたらした一般のジェンダー主流化運動は、女性障害者の生活にほとんど影響を与えなかった。女性障害者は、通常の女性運動団体に包含されず、女性障害者の問題は取り上げられてこなかった (para. 22)。

・政府は、必要な支援サービスを提供し、発展の主流への女性障害者の完全参加を促進し、不平等を是正する特別な責任を有する (para. 23)。

なお、中間評価を経て後半の行動指針として「びわこプラスファイブ」が採択された。女性障害者に関しても若干の追加が行われ、複合差別に関して次のように言及している。

・政府は、障害のある少女および女性が、重複する差別を受けていることを認識し、この点に関して自助団体とともに、継続的なリーダー・管理研修を通じて、障害のある女性の経済的、社会的および政治的エンパワメントを支援すべきである。政府は、女性障害者の完全な開発、発達およびエンパワメントを確保するために、結婚、家庭、親子関係、母親になること、および性的関係に関連するものを含め、あらゆる事項に対する女性障害者差別に対処するために適切な措置をとるべきである（「びわこプラスファイブ：アジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた更なる努力」 General, E/ESCAP/APDDP (2)/2\*, 2007年11月13日）。

(25) 「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』 インチョン戦略」 General, E/ESCAP/APDDP (3)/3, 2012年11月14日。

(26) 目標 2 と目標 8 の指標においても女性障害者への言及がある。

(27) 現状認識をふまえ次の 4 つのターゲットが設定された。

① 障害のある少女および女性が、主流の開発機会へ平等にアクセスできるようにする。

② 政府の政策決定機関において障害のある女性の代表が参加することを保障する。

③ 障害のある少女および女性が、障害のない少女および女性と対等に、性や生殖に関する保健サービスにアクセスできるように保障する。

④ 障害のある少女および女性をあらゆる形態の暴力および虐待から保護するための措置を増大させる。

(28) Report of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women (34th, 35th, 36th session), General Assembly Official Records Sixty-first Session Supplement No. 38 (A/61/38), 2006, para. 53.



- (29) Committee on the Rights of Persons with Disabilities, “Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea”, CRPD/C/KOR/CO/1, 29 October 2014.
- (30) “Asia and the Pacific into the Twenty-first Century: Prospects for persons with disabilities,” at <http://www.unescap.org/decade/prospects-a.htm> (2001年8月1日アクセス).

### 〔参考文献〕

#### <日本語文献>

- 安積遊歩 1993. 『癒しのセクシー・トリップ——わたしは車イスの私が好き！——』 太郎次郎社.
- 岩本美砂子 2007. 「日本におけるリプロダクティブ・ライツの過去・今日・未来」  
岩本美砂子『リプロダクティブ・ライツに関する政策の国際比較：合衆国・東欧・韓国・日本』（科研費報告書）131-155 (<http://miuse.mie-u.ac.jp/bitstream/10076/9256/1/10K5963.pdf>).
- 上野千鶴子 1996. 「複合差別論」 井上俊ほか編『差別と共生の社会学』（岩波講座・現代社会学第15巻）岩波書店 203-232.
- 金澤真実 2011. 「国際開発援助からみた女性障害者——障害者権利条約における女性障害者の主流化が開発援助に与える意義と課題——」『Core Ethics』[立命館大学大学院先端総合学術研究科] 7 63-73.
- 2012. 「開発途上国の女性障害者の結婚をめぐる一考察」『Core Ethics』[立命館大学大学院先端総合学術研究科] 8 101-111.
- 小林昌之編 2010. 『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題——』日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 2012. 『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進——』日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 2015. 『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題——』日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 澤敬子 2004. 「マイノリティ女性の権利を考えるための素描——2003年女性差別撤廃委員会による審議を手がかりに——」『現代社会研究』[京都女子大学] (7) 151-162.
- 障がい者制度改革推進会議 2010a. 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」(平成22年6月7日).
- 2010b. 「障害者制度改革の推進のための第二次意見」（平成22年12月17日）.

- 杉野昭博 2007. 『障害学——理論形成と射程——』 東京大学出版会.
- 瀬山紀子 2006. 「国連施策の中にみる障害をもつ女性——不可視化されてきた対象からニードの主体へ——」『F-GENS ジャーナル』 6 9月 63-69.
- 辻村みよ子 2013. 『概説ジェンダーと法——人権論の視点から学ぶ——』 信山社.
- DPI 女性障害者ネットワーク 2012a. 『障害のある女性の生活の困難——人生の中で出会う複合的な生きにくさとは——』（複合差別実態調査報告書）DPI 日本会議.
- 2012b. 『「障害者差別禁止法」に障害女性の条項明記を求めて——「障害のある女性の生きにくさに関する調査」から』（障がい者制度改革推進会議差別禁止部会資料, 平成24年5月11日）([http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/b\\_18/pdf/s2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_18/pdf/s2.pdf), 2016年1月28日アクセス).
- 2014. 「基本方針に関する意見」『基本方針に関する障害者団体からの意見一覧』（内閣府障害者政策委員会資料, 平成26年1月20日）24-35 ([http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/k\\_10/pdf/s1-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_10/pdf/s1-1.pdf), 2016年1月28日アクセス).
- 日本障害者リハビリテーション協会編 2012. 「特集：女性と障害」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』 32 (367) 2月 8-33.
- 長谷川涼子 2009. 「『障害と開発』における女性障害者のエンパワメント——アジア太平洋障害者センタープロジェクトの事例から——」『横浜国際社会科学研究』 13 (4・5) 15-30.
- 林陽子 2015. 「女性差別撤廃委員会での複合差別に関する議論の進展と日本」『IMADR-JC 通信』 (181).
- 藤原久美子 2015. 「障害のある女性が直面する現地と私たちが求める政策」『IMADR-JC 通信』 (181).
- 松波めぐみ 2014. 「障害者の権利保障のための地方の取組——京都府条例について——」『国際人権ひろば』 (115) 5月 (<http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2014/05/post-242.html>, 2016年1月28日アクセス).
- 元百合子 2011. 「複合差別概念の有効性に関する一考察」『ジェンダーと法』 (8) 161-177.
- 森壮也編 2008. 『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』 日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- 2010. 『途上国障害者の貧困削減——かれらはどう生計を営んでいるのか——』 岩波書店.
- 優生手術に対する謝罪を求める会 2003. 『優生保護法が犯した罪——子どもをもつことを奪われた人々の証言——』 現代書館.

<外国語文献>

- Astbury, Jill, and Fareen Walji 2013. *Triple Jeopardy: Gender-based violence and human rights violations experienced by women with disabilities in Cambodia*, AusAID Research Working Paper 1. (<http://www.dfat.gov.au/about-us/publications/Documents/triple-jeopardy-working-paper.pdf>, 2015年2月23日アクセス).
- Blanck, Peter, Meera Adya, and Maria Veronica Reina 2007. "Defying Double Discrimination," *Georgetown Journal of International Affairs*, 8 (1) : 95-104.
- Boylan, Esther, ed. 1991. *Women and Disability*, London: Zed Books.
- CRPD (Committee on the Rights of Persons with Disabilities) 2015. "General comment on Article 6: Women with disabilities." (Draft prepared by the Committee), CRPD/C/14/R.1, 22 May 2015.
- DAC (Disability Action Council) 2014. *National Strategic Development Plan (2014-2018)*. available at (<http://dac.org.kh/en/download/22/national-disability-strategic-plan-2014-2018.html>, 2015年2月23日アクセス).
- de Silva de Alwis, Rangita 2009. "Mining the Intersections: Advancing the Rights of Women and Children with Disabilities within an Interrelated Web of Human Rights." *Pacific Rim Law & Policy Journal* 18 (1) : 293-322.
- Edmonds, Lorna Jean. 2005. *Disabled People and Development*, Manila: ADB.
- Groce, Nora E. 1997. "Women with Disabilities in the Developing World: Arenas for Policy Revisions and Programmatic Change," *Journal of Disability Policy Studies* 8 (1-2) : 177-193.
- HRC (Human Rights Committee) 1998. *Concluding Observations of the Human Rights Committee: Japan*, CCPR/C/79/Add.102, 19 November 1998.
- Lindqvist, Bengt 2000. "Monitoring the Implementation of the Standard Rules on Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities: Final Report on the Second Three-year Mission, 1997-2000", United Nations.
- OHCHR (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights) 2012. "Thematic study on the issue of violence against women and girls and disability." A/HRC/20/5, 30 March 2012.
- Ortoleva, Stephanie 2010. "Women with Disabilities: The Forgotten Peace Builders." *Loyola of Los Angeles International and Comparative Law Review* (33) : 83-142.
- Ortoleva, Stephanie and Alec Knight 2012. "Who's Missing? Women with Disabilities in U.N. Security Council Resolution 1325 National Action Plans." *ILSA Journal of International & Comparative Law* 18 (2) : 395-412.
- Quinn, Gerard and Theresia Degener 2002. *Human Rights and Disability – The current use and future potential of United Nations human rights instruments in the context of disability*, New York and Geneva: United Nations, (<http://www.ohchr.org/>)

- Documents/Publications/HRDisabilityen.pdf, 2016年11月25日アクセス).
- Sandoval, Rodrigo Jiménez 2009. "Gender in the Convention on the Rights of Persons with Disabilities." *Alabama Law Review* 60 (4) : 1197-1207.
- Schaaf, Marta 2011. "Negotiating Sexuality in the Convention on the Rights of Persons with Disabilities." *SUR- International Journal on Human Rights* 8 (14) : 113-131.
- UN (United Nations) 1994. *Report of the International Conference on Population and Development (Cairo, 5-13 September 1994)*, (A/CONF.171/13/Rev. 1).
- UNESCAP 1995a. *Hidden Sisters: Women and Girls with Disabilities in the Asia and Pacific Region*, Bangkok: UNESCAP.
- 1995b. *Legislation on Equal Opportunities and Full Participation in Development for Disabled Persons: A Regional Review*. United Nations.

